

カーライフプラン

保証機関＝一般社団法人しんきん保証基金



商品名(名称または愛称)

カーライフプラン

ご利用いただける方

- 当金庫の営業区域内に居住または勤務されている方
- 満20歳以上の方
- 安定継続した収入がある方

お使いみち

- 新車・中古車購入資金、車検・車庫設置・免許取得費用、自動車購入資金の借換資金等
- 18歳以上の新卒就職内定者の方もご利用頂けます

ご融資金額

1,000万円以下(1万円単位)

ご融資期間

- ご融資期間は10年以内

↓詳しくは商品概要をご覧ください。↓

商品概要

項目	内容
名称または愛称	カーライフプラン
ご利用になれる方	<p>次のすべての条件を満たす個人のお客様</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当金庫の営業区域内に居住または勤務されている方 ➤ 満18歳以上の方 ➤ 安定継続した収入がある方 ➤ 一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方 <p>【学生等の就職内定者の方の特例】</p> <p>就職先が内定していて、次の条件をすべて満たす方は、カーライフプランご利用の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当金庫の営業区域内に居住または勤務予定の方 ➤ 満18歳以上30歳未満の方 ➤ 就職内定先が発行する内定を証明する書類をご提出頂ける方 ➤ お申込金額が200万円以内の方 ➤ 一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方
お使いみち	<p>お申込人またはご家族（＝配偶者、親、子、孫）が使用する自家用自動車、オートバイにかかる次の資金を対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 購入資金、購入時の税金、保険料等 ➤ 車検・修理費用 ➤ パーツ・オプション購入・取付費用 ➤ 自動車保険費用 ➤ 運転免許取得費用 ➤ 車庫設置費用 ➤ 電気自動車用充電設備の購入・設置費用 <p>➤ お申込人が上記の資金用途を当金庫や他の金融機関及び自動車メーカー系を含む信販会社（但し、消費者金融業は除きます）から借入れたローンの借換資金</p> <p>* 借換資金をご利用の場合、お申込人のローン名義のもの、延滞のないものに限ります。</p> <p>● 次の資金は対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業用車両購入資金等＝個人運送業の方の運搬用自動車購入資金、自動車販売業の販売用自動車購入資金等々 ➤ 個人間売買による購入資金 ➤ 支払先がお申込人の経営先＝支払先がお申込人またはその配偶者、親、子の方が営む法人・自営業の場合は対象になりません。 ➤ お支払済みの資金
ご融資金の振込条件	ご融資した資金の振込条件は次のとおりです。

	<p>① ご融資した資金は、購入先等へ振込みでお支払頂きます。</p> <p>② 資金のお振込先は、営業実績のある販売会社等であることを確認させていただきます。</p> <p>③ 例外として、ご融資金額の20%または50万円以内のいずれか大きい金額まではお振込いただくなくても差支えありません。</p> <p>【①、②の条件設定について】</p> <p>当金庫の営業エリア内におきまして、実態のない事業所が架空・虚偽の見積書等を作成し、低金利のローンの捻出を謀ることを指南するという事例が発生しています。原則、以下のような見積先事業所の場合、お取扱いできませんのでご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当金庫職員が訪問してもその事業所が見当たらないもの ➤ タウンページに載っていないもの ➤ ゼンリン地図に記載されていないもの
ご融資金額	<p>1,000万円以下（1万円単位）で、見積書等資金使途確認資料の金額の範囲内となります。</p> <p>* 但し、本件お申込金額を含めた一般社団法人しんきん保証基金の保証付ローン残高について、すべて合算し3,000万円を限度とします。</p>
ご融資形式	<p>➤ 形式は、証書貸付です。</p>
ご融資期間	<p>➤ ご融資期間は10年以内で、ご融資日から10年目の応当日の属する月の末日までを限度とします。</p>
ご返済方法	<p>➤ 毎月元金または元利金均等割賦返済とし、ご融資金額の50%以内であれば6ヶ月毎のボーナス返済併用も可能です。</p> <p>➤ 元金返済の据置期間は6ヶ月以内（就職内定者の方は6ヶ月以内または就職月の翌々月まで）となります。</p> <p>➤ 一括返済方式のお取扱いはしておりません。</p>
ご融資利率	<p>➤ 固定金利（ご融資時の金利を完済まで適用）です。当金庫所定のルールに基づき算出した利率をご提示いたします。</p> <p>* お申込日の金利が適用されます。金融情勢の変化等により、変更させて頂く場合があります。現在の金利については、窓口でお問合せください。</p> <p>➤ 利息は後取方式で計算し、約定返済日に元金とともにご指定の口座からお支払頂きます。</p>
遅延損害金	<p>約定返済を遅延された場合、その元金に対して年利率15.00%、1年を365日とする日割り計算で損害金を頂きます。</p>
ご融資保証料	<p>このローンの保証機関である一般社団法人しんきん保証基金へ、ご融資金額・ご融資期間に応じた保証料をお支払頂きます。保証料は利息に含まれており、「保証料後払方式」となります。詳しくは窓口でお問合わせください。</p>
担保・連帯保証人	<p>一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用頂きますので必要ありません。</p>
手数料	<p>事務手数料として1件につき1,100円（消費税込）を頂きます。</p>
お申込方法 お問合せ先	<p>窓口係もしくは渉外係にお申出ください。</p>
お申込に必要な書類 等	<p>① ご本人であることを確認できる書類</p>

	<p>➤原則、運転免許証表裏の写し</p> <p>運転免許証を徴求できない場合は、次のいずれかを写しが必要です。</p> <p>個人番号カード（表のみ）、パスポート、健康保険証(注)、顔写真付住民基本台帳カード(表裏)・運転経歴証明書(表裏)</p> <p>(注)健康保険証を徴求する場合は、保証基準とは別に、住民票抄本や公共料金の領収書の提示が必要となります。</p> <p>② 年収を確認できる書類（申込金額が100万円以下の場合や、就職内定者の方は不要です。）</p> <p>➤公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書（控）、年金決定通知書、年金額改定通知書の写し</p> <p>* お申込人のみの収入にて審査いたしますので、所得合算はできません。</p> <p>* 保険外交員の方などの支払調書は対象外とします。</p> <p>③ お使いみちを確認できる書類</p> <p>➤お申込金額の大小に拘らず、必要となります。</p> <p>➤見積書、注文書、請求書等々の写し</p> <p>➤お借換の場合は、融資残高を確認できる書類、返済履歴を確認できる書類もしくは返済用口座の写し</p> <p>④ この他、当金庫で必要と認めた書類をご提出頂く場合があります。また、当金庫所定の契約書等を差入れて頂きます。</p> <p>⑤ 返済される口座のお届け印</p> <p>⑥ お支払先への振込依頼書の写し</p> <p>* 但し、ご融資金額が50万円以内で、かつ全額お振込をされなかった場合は、必要ありません。</p>
<p>その他参考事項</p>	<p>➤お申込に際しましては当金庫所定の審査をさせていただきます。その結果によっては、ご希望に沿えない場合もございます。</p> <p>➤このローンは天草信用金庫の融資商品です。お客様のご融資につきまして保証機関である一般社団法人しんきん保証基金は、当金庫に対し保証をすることになります。</p> <p>➤お申込にあたってお客様の個人情報には当金庫及び一般社団法人しんきん保証基金の加盟する個人情報情報機関に登録されます。</p>
<p>苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話：0969-24-1177）へお申出ください。</p> <p>紛争解決措置</p> <p>熊本県弁護士会紛争解決センター（9時～17時、電話：096-325-0913）で紛争の解決を図ることも可能です。</p> <p>また、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫</p> <p>営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）へ直接お申出ください。</p> <p>上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）へ直接お申出頂くことも可能です。</p>

苦情処理措置・
紛争解決措置

なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用頂けます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所へお問合せください。

